



平成 19 年 12 月 5 日

各 位

上場会社名 日 特 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 中 森 保
コード番号 1 9 2 9 (東証第 1 部)
問 合 せ 先 執行役員 経営企画室長
和 田 康 夫
(電話番号) 0 3 - 3 5 4 2 - 9 1 6 4

課徴金に係る納付命令の決定および納付について

当社の連結子会社株式会社ハイテクリースの不適切な会計処理により、当社が実施した過年度決算の訂正に関し、金融商品取引法第 1 7 2 条の 2 第 1 項、第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した行為に該当すると認定され、金融庁より平成 19 年 12 月 5 日付けの課徴金納付命令の決定を受けました。当社としては、金融庁より送達される納付告知書に従い、課徴金 3,499,999 円を納付する予定でございます。

これにより同日、株式会社東京証券取引所より、有価証券上場規程第 5 0 7 条第 1 項の規定に基づく注意勧告を受けました。

当社は、金融庁からの課徴金納付命令及び東京証券取引所からの注意勧告を真摯に受け止め、今後二度と同様の問題を起こさぬように内部統制の強化とコンプライアンス経営の確立に向け、役職員一丸となって市場と全てのステークホルダーの皆様からの信頼の回復に努めてまいります。

皆様におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りたく謹んでお願い申し上げます。

以上

【別紙】

金融庁の決定内容、事由および理由について

*

以下、金融庁ホームページより抜粋

金融庁は、証券取引等監視委員会から、日特建設（株）に係る有価証券報告書等の虚偽記載の調査結果に基づく課徴金納付命令の勧告を受け、平成 19 年 11 月 20 日に審判手続開始の決定を行ったところ、被審人から課徴金に係る金融商品取引法（以下「法」という。）第 178 条第 1 項各号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書の提出があり、これを受けた審判官から法第 185 条の 6 の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案が提出されたことから、本日、以下のとおり決定を行った。

1 決定の内容

納付すべき課徴金の額及び納付期限

金 349 万 9,999 円 平成 20 年 2 月 6 日（水）

2 事実及び理由

(1)課徴金に係る法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

被審人日特建設株式会社は、有形固定資産等の過大計上により、

平成 17 年 12 月 16 日、連結純資産額が 3,500 百万円（百万円未満切捨て。以下、連結純資産額について同じ。）であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に 4,532 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成 17 年 9 月中間期半期報告書を

平成 18 年 6 月 29 日、連結純資産額が 3,978 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に 5,001 百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成 18 年 3 月期有価証券報告書を

平成 18 年 12 月 15 日、連結純資産額が 2,579 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 3,588 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成 18 年 9 月中間期半期報告書を

各々関東財務局長に対して提出した。

被審人が行った上記の各行為は、法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した行為に該当すると認められる。

(2)課徴金の計算の基礎

①法第 172 条の 2 第 1 項、同第 2 項及び平成 17 年法律第 76 号附則第 5 条第 2 項の規定により、平成 17 年 9 月中間期半期報告書及び平成 18 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金額については、

イ被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 2 を乗じて得た額(204,390 円)が

ロ 2,000,000 円

を超えないことから、

平成 17 年 9 月中間期半期報告書については、2,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 1,000,000 円、

平成 18 年 3 月期有価証券報告書については、2,000,000 円

が、個別決定ごとの算出額となる。

ここで、法第 185 条の 7 第 2 項の規定により、同一の事業年度に係る 2 以上の虚偽の継続開示書類が提出されたときは、課徴金の額を調整することとなるため、次のとおり 200 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額(法第 185 条の 7 第 18 項の規定により 1 円未満端数切捨て)が課徴金の額となる。

$$\begin{array}{l} 2,000,000 \times 1,000,000 / (2,000,000 + 1,000,000) \\ \text{(半期報告書の個別決定ごとの算出額)} \quad \quad \quad \text{(個別決定ごとの算出額の合計)} \\ = 666,666 \text{ 円} \end{array}$$

・平成 18 年 3 月期有価証券報告書について

$$\begin{array}{l} 2,000,000 \times 2,000,000 / (2,000,000 + 1,000,000) \\ \text{(有価証券報告書の個別決定ごとの算出額)} \quad \quad \quad \text{(個別決定ごとの算出額の合計)} \\ = 1,333,333 \text{ 円} \end{array}$$

②法 172 条の 2 第 2 項の規定により、平成 18 年 9 月中間期半期報告書に係る課徴金額については、

イ被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額(220,128 円) が、

ロ 3,000,000 円

を超えないことから、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 1,500,000 円となる。

③以上より、課徴金の額は次のとおりである。

666,666 円 + 1,333,333 円 + 1,500,000 円 = 3,499,999 円

以 上